

平成 17 年第 1 回南伊豆町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (1月21日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
議第 1 号及び議第 2 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	4
閉議及び閉会宣告.....	9
署名議員.....	11

平成17年第1回南伊豆町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成17年1月21日(金)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第1号 南伊豆総合計算センターの解散について

日程第 4 議第2号 南伊豆総合計算センターの解散に伴う財産処分について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
4番	谷川次重君	5番	鈴木史鶴哉君
6番	梅本和熙君	7番	藤田喜代治君
8番	漆田修君	9番	齋藤要君
10番	渡邊嘉郎君	11番	石井福光君
12番	横嶋隆二君		

欠席議員(1名)

3番 鈴木勝幸君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	稲葉勝男君
収入役	碓井大昭君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君
住民課長	飯泉誠君	税務課長	外岡茂徳君

健康福祉課長	高野	馨君	建設課長	山本正久君
農林水産課長	勝田	悟君	商工観光課 主幹	大野寛君
生活環境課長	石井	司君	下水道課長	佐藤博君
教育委員会 事務局 局長	鈴木	勇君	水道課長	渡辺正君
会計課長	土屋	敬君	行財政主幹	松本恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡辺修治	主幹	栗田忠蔵
--------	------	----	------

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（齋藤 要君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成17年第1回南伊豆町議会臨時会を開会いたします。

議事日程説明

議長（齋藤 要君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

開議宣告

議長（齋藤 要君） これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

6番議員 梅本和熙君

7番議員 藤田喜代治君

会期の決定

議長（齋藤 要君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は1月21日の1日限りと決定いたしました。

議第1号及び議第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） これより議案審議に入ります。

議第1号 南伊豆総合計算センターの解散について及び議第2号 南伊豆総合計算センターの解散に伴う財産処分についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本日はご苦労さまでございます。

議第1号と議第2号は、関連がありますので、一括して提案理由を申し上げます。

南伊豆総合計算センターは、事務の電算化、合理化に対応するため、賀茂郡下7市町村が構成団体となり、昭和48年4月1日に設立されました。

当初は、事務所を下田市落合浄水場内に置き、下田市職員が小型コンピューターを管理する形で運営を開始しております。

当時の小型コンピューターには、現在ではごく一般的とされているほどの出力はなく、漢字の出力すらままならない状態であったため、昭和50年には大型汎用コンピューターを導入し、構成団体市町村との間をオンラインで結んで、いわゆるホストコンピューター形式による運用を開始いたしました。このことにより手狭になった事務所の問題は、下田市敷根に新事務所を構えることによって解消し、現在まで8名の専門職員の手によって運用が続けられております。

昭和40年代から今までの間にコンピューター等、エレクトロニクスの技術が飛躍的に向上いたしました。大型汎用コンピューターを中心に据え、大規模なシステムを構築するまでもなく、小型パーソナルコンピューターを何台か組み合わせることによって、小回りのきく基幹業務電算システムを構築することが今日の技術では可能となっております。

電算業務に対する考え方も当時とは変わり、現在では民間委託も視野におさめられるようになってまいります。

このような状況下で、当初、郡下7市町村をもって設立した南伊豆総合計算センターからは、平成4年までに西伊豆町、東伊豆町が業務離脱をし、河津町、松崎町、賀茂村は平成17年3月をもって業務離脱することを表明しております。

稼働が安定している反面、設備が大型でコストのかかるホスト形式による基幹電算業務自主運営の形態は、現在、小型パーソナルコンピューターを活用した小回りのきく民間委託によるシステム運営の形態にとってかわられつつあります。

以上のような理由により、今議会に南伊豆総合計算センターの組合の解散について、南伊豆総合計算センターの組合の解散に伴う財産処分について審議をお願いするものであります。

詳細については、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 今、町長の方のからの提案理由の中で主要な沿革等の話がありましたが、それを含めまして若干補足説明させていただきます。

まず、48年4月に一部事務組合としまして南伊豆総合計算センターは設立されました。

それから、50年12月に今のホスト形式という形の基礎になりますホストコンピューターの導入がなされた。

それから、昭和54年11月に、今まで48年の設立当時は下田市の水道課の落合浄水場のところで間借りしていましたのを、現敷根の方に土地・建物等を求めまして、11月から新庁舎を竣工して現在に業務を継起している。

それから、昭和63年ごろから、西伊豆町と東伊豆町がいろいろな事情によりまして、今までの構成団体でやっていたのを、計算センターから離脱したいというような表明がありまして、先ほど町長が言いましたように、平成2年4月には西伊豆町の業務引き上げ、平成

3年4月には東伊豆町が順次業務を引き上げたというような経緯でございます。

それから、平成3年6月には、今の基礎になっていきます漢字オンラインの業務、それから平成4年1月から住民情報のオンライン、それから平成5年4月には税情報のオンラインが稼働しております。

それから、平成5年と平成7年には、この理由にありますように、コンピューターの性能のアップという形でホストコンピューターの入れかえ、それから平成8年4月からは、今の財務情報のオンラインの基礎になっている財務情報のオンラインの導入、それから平成13年9月にはやはりまた機器の機能アップという形で機器の入れかえ、それから平成14年8月につきましては、現在、国の方で推し進めています住基ネットワークの構築、それから平成15年11月17日付で賀茂郡の町村会長連名で、管理者であります下田市長に対しまして計算センターの解散の要望書が提出された。それを踏まえて、平成16年1月19日に管理者であります下田市長より、計算センターの解散はやむを得ないだろうというような回答が出ました。

それを踏まえまして、1年間いろいろ検討等を加えたんですが、昨年11月30日の臨時の計算センターの運営協議会の中で、解散が正式に合意が出たというのが経緯でございます。

それで、その計算センターの解散につきましては、先日ご説明申し上げましたが、解散に関する基本方針等の中で、今後はそういう形の中で移っていくというような形の合意を見たというような形になります。

それで、解散についての経緯等についてはご説明を終わらせていただきますが、もう一つの議第2号の財産処分についての補足説明をさせていただきますが、まず、土地・建物、物品等がございます。

土地・建物につきましては、お手元でございます資料1をごらんになっていただきたいと思いますが、登記簿のコピーでございますけれども、所在地番は下田市敷根の723番の1、723番の7、724番の3という形で、現況、宅地、駐車場等になってはいますが、登記簿上の地目は現在、雑種という形になっております。

それと、建物につきましては、723番の7に代表される地番に、鉄筋コンクリートの、延べ床面積411.79平米の建物が所在しております。これにつきましては、未登記建物ということでございます。

詳細につきましては、登記簿の写し、公図の写し、それから建物につきましては、コピーでございますけれども、前面からの写真と間取り等がございますから、ご参考にしていただきたいと思います。

次に、別紙の議案の裏をごらんになっていただきたいんですが、財産目録になります物品という形でご説明申し上げますが、これにつきましては、普通四輪自動車から無停電電源装置まで財産登録としての財産として計上されますが、これにつきましては普通自動車の方は平成7年7月からの取得、一番下の無停電電源装置は平成9年、途中平成16年のシステム開発とかいろんなものがあるんですが、これの合計の取得価格が約2,140万円。

それから、あとのものにつきましては、4つほどを除きまして全部減価償却等が進んでいまして、通常の残存価格は17年3月31日で経費を予想しますと、大体171万円前後の残存価格という形になります。これは一部まだ減価償却をしていないものもあるのですが、そういうものも含めましての解散に伴う財産処分という形のものでございます。

以上でございます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 提案説明では、1つはオペレーティングシステムの進化ということと、もう1つは離脱をしている自治体が現にあるということで、これは西伊豆、東伊豆が早くから離脱をしているということはあるんですが、首長会議でこれを決定する上で、発達したOA機器の利用の際にしても、単独でやる総合的な経費、今の一部事務組合の負担の問題と個別にやるランニングコストは、構成市町村、離脱したところを仮に除いたとしても、どういう計算をして費用対効果を出されたのか、具体的にその点を教えていただきたい。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 現行のノルマですと、先ほど申し上げましたように構成市町村だから、実際の業務をやっておりますのが、現時点で5市町村という形であります。これを予算ベースですが、16年度の計算センターの予算が、概要でご説明申し上げますと約1億5,500万円という形になります。それから、人件費が8名で約6,500万円という形で、それをもとに話をさせていただきますと、現実的に西伊豆3町の合併という形の中で、当初は西伊豆、賀茂村、松崎町が計算センターから抜けて西伊豆方式に移るという形を西伊豆3町の合併の中で出てきました。その中で西伊豆町は、過去の経過の中で10分の1の西伊豆の持ち分という形で、ごくわずかしか負担金を払っていなかったんですけれども、賀茂村と松崎町につきましては、当然業務をやっている団体ということになるものですから、そのものが業務量の1億5,500万円の中に当然 西伊豆も少しは使っていたんですが、そういうものを基

本にやりますと、先ほど町長が申しましたように、河津も抜けるという話の前提の中で、業務をやっている5市町村のうち、残るのは下田と南伊豆だよという形になりました。これを1億5,500万円を想定しますと、今、8人でやっているわけですね。では、下田と南伊豆は8人でそれをやるかという問題になりますと、基本方針の中でご説明申し上げましたけれども、下田と南伊豆が今後1年半ほど新システムでやっていくと想定しまして、4人という形と想定しますと、1億5,500万円から人件費が先ほど6,500万円という形になっていまして、その半分にしますと3,200万円ぐらいが人件費として、ほかの市町村で採用という形になりますと要らなくなります。そうしますと、大ざっぱなんですけど、残った1億2,300万円ほどの経費という形でやりますと、現行の2割・8割でやりますと、南伊豆の方はこちらの方に人件費というのは含まれるんですが、4人の計算でいきますと、大ざっぱで大体3,900万円となります。これが2割・8割です。

もう1つは、一般の一部事務組合の負担金が4割・6割というのが多いのですが、その4割・6割でやりますと、大体4,500万円ほどの本町の現行のものから4人分の人件費を引いたものという数字が大ざっぱに、現時点ではそういう数字が出てくる。

そういう形の中でクライアントサーバー方式等で計算しますと、先日、全員協議会でお話ししたような形のものになろうかと思えます。

以上です。

議長（齋藤 要君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第1号 南伊豆総合計算センターの解散については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第1号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第2号 南伊豆総合計算センターの解散に伴う財産処分については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第2号議案は原案のとおり可決されました。

閉議及び閉会宣告

議長（齋藤 要君） 本日の議事件目は終了しましたので、会議を閉じます。

第1回臨時会の議事件目が終了しました。

よって、平成17年第1回南伊豆町議会臨時会は、これをもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 齋 藤 要

署 名 議 員 梅 本 和 熙

署 名 議 員 藤 田 喜 代 治